

| |
|-----|
| VI |
| 294 |
| 6-3 |
| 307 |

修士課程をもつ大学院審査にかける注意事項 (第一部 主査、副主査合同会議決定) 第二部

二六、二、二六

マ「大学院審査に關する申し合せ」に基づいて調査するが、なお次の事項について注意すること。

1. 大学院は整備充実せられた学部の上で設置せられるものであるから、学部の整備状況と大学院との関連については特に注意して審査すること。
2. 教員組織並びにそれと学生定員との関連等については厳正に審査すること。
3. 委員はその關係する大学院の審査には参加しないこと。
4. 図書館の充実並びに図書館及び図書館閲覧室の整備には特に留意すること。
5. 大学院学生の研究室が相当程度準備されているか否かを検討すること。

ニ専任教員について

1. 國家公務員であつて次に掲げる者は不適當と認める。
 - イ 一般職の職員であつて非常勤でない者。
 - ロ 原則として特別職の職員である者。但し、非常勤の者又は俸給を支給されていない者は差支えない。
- ハ 國會議員
- ニ 國會議員(専門員、調査員等)
- 三 地方公務員ノに準ずる。
3. 非公務員であつて、次に掲げる者は不適當と認める。
 - イ 会社の重役(社員を含む)。但し、非常勤の者であつて、大学院の授業に支障がないと認められたときはこの限りでない。
 - ロ 原則として弁護士、公認会計士及び計理士等。但し、答録のみにとまつて、実質上その業務に従事せず、大学院の授業に支障がないと認められるときは、この限りでない。



本山 206